

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十六日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第十号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

(奈良県手数料条例の一部改正)

**第一条** 奈良県手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百十二の項の次に次のように加える。

百十	旅行サービ	通訳案内士法及び旅行業法の一	一万五千元	登録申請
二の	ス手配業登	部を改正する法律(平成二十九		のとき。
二	録申請手数	年法律第五十号)附則第四条の		
料		規定によりその例によることと		
		される同法第二条の規定による		
		改正後の旅行業法第二十四条の		
		規定に基づく旅行サービス手配		
		業の登録の申請に対する審査		

**第二条** 奈良県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第一の百十二の二の項中「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十号)附則第四条の規定によりその例によることとされる同法第二条の規定による改正後の」を削り、「第二十四条」の下に「及び旅行業法施行令第五条第二項」を加え、同表の三百四十六の七の項の次に次のように加える。

三百	住宅確保要	住宅確保要配慮者に	住宅確保	六千三百円	登録申請
四十	配慮者円滑	対する賃貸住宅の供	要配慮者		のとき。
六の	入居賃貸住	給の促進に関する法	に対する		
八	宅事業登録	律(平成十九年法律	賃貸住宅		
手数料		第百十二号)第八条	の供給の		

の規定に基づく住宅  
 確保要配慮者円滑入  
 居賃貸住宅事業の登  
 録の申請に対する審  
 査

促進に関 する法律 第九条第 一項第三 号に掲げ る住宅確 保要配慮 者円滑入 居賃貸住 宅の戸数 (以下こ の項及び 次項にお いて「登 録戸数」 という。 )が一戸 の場合	登録戸数 が二戸以 上四戸以 下の場合	登録戸数 が五戸以 上九戸以 下の場合	登録戸数
	七千二百円	八千九百円	一万六百元
	登録申請 のとき。	登録申請 のとき。	登録申請

登録戸数	登録戸数が五十戸以上九十九戸以下の場合	登録戸数が四十戸以上四十九戸以下の場合	登録戸数が三十戸以上三十九戸以下の場合	登録戸数が二十戸以上二十九戸以下の場合	合 以下の場合	が十戸以上十九戸以下の場合
一万八千九	一万四千七百円	一万二千六百円	一万千九百円	一万千二百円		
登録申請	登録申請のとき。	登録申請のとき。	登録申請のとき。	登録申請のとき。		のとき。



登録戸数が三十戸以上三十戸以下の場合	追加する登録戸数が四十戸以上四十戸以下の場合	追加する登録戸数が五十戸以上九十戸以下の場合	追加する登録戸数が百戸以上の場合
	六千四百円	八千五百円	一万二千七百円
のとき。	変更届出のとき。	変更届出のとき。	変更届出のとき。

別表第一の三百五十四の項の次に次のように加える。

三百	小規模不動産	不動産特定共同事業法第四十一	六万円	登録申請
五十	産特定共同	条第一項の規定に基づく小規模		のとき。
四の	事業の登録	不動産特定共同事業の登録の申		

二	申請手数料	請に対する審査		
三百	小規模不動産	不動産特定共同事業法第四十一	六万円	登録更新
五十	産特定共同	条第三項の規定に基づく小規模		申請のと
四の	事業の登録	不動産特定共同事業の登録の更		き。
三	更新申請手	新の申請に対する審査		
	数料			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中別表第一の三百五十四の項の次に次のように加える改正規定 平成二十九年十二月一日
- 二 第二条中別表第一の百十二の二の項の改正規定 平成三十年一月四日
- 三 第二条中別表第一の三百四十六の七の項の次に次のように加える改正規定 規則で定める日